



お問い合わせは 044-556-6050

お問い合わせは  
044-556-6050

## 販売条件

以下の販売、サービス、及びテクニカルサポート条件は、お客様がデルコンピュータ株式会社から購入する全ての製品、サービス、またはテクニカルサポートに対し適用されます。また、デルコンピュータ株式会社の海外関連会社が日本国内で販売する製品にも適用されます。お客様が製品、サービス、またはテクニカルサポートを注文する際に、お客様は当条件が適用されることに同意し、当条件の内容を承諾したとみなされます。当条件はお客様に通知することなく変更されることがあります。

### 1. 契約

1. 契約(本販売条件も契約の一部となります)に基づき、デルコンピュータ株式会社および、その関連会社(以下「デル」という)は契約製品(契約に基づきお客様に販売する、納品書に記載される製品)または本サービス(標準サービス及びお客様が選択するオプションサービス)を販売し、お客様(契約製品もしくは本サービスの販売に関するデルの見積書を受取る、またはデルが契約製品もしくは本サービスの注文を受取る法人または個人)がそれを購入することに合意します。お客様は契約の当事者がお客様のみであり、お客様以外の第三者が訴訟の当事者となりえないことに合意します。お客様は本販売契約に基づき購入する契約製品を自分で使用するか、またはエンド・ユーザーをデルに予め報告し、転売目的で契約製品を購入しないことを保証します。お客様がこの保証に違反するか、またはデルが合理的理由に基づきお客様が本保証に違反していると判断する場合には、デルはお客様の注文を受諾しないことができます。
2. 契約製品または本サービスは本販売条件により提供されます。お客様から出される条件は含まれません。お客様は、本販売条件の内容を認識しており、本販売条件に拘束されることに同意します。
3. お客様からの注文をデルが受領し、デルが受諾することで、本契約は成立します。
4. 本販売条件は、デルが文書にて確認しなければ、変更または修正することができません。

### 2. 価格及び支払

1. 別の支払条件がなければ、契約製品または本サービスがお客様に引渡される前に、お客様は契約製品または本サービスの代金を支払わなければなりません。
2. お支払額は、見積書に記載された通貨と金額でお支払いいただきます。理由の如何に関わらず、お客様は支払いの減額、相殺または延期をすることができません。
3. 契約製品または本サービスの価格は、デルの見積価格となります。また、価格の見積りがされていない(もしくは見積価格が無効となる)場合には、日本における契約成立日におけるデルの公示価格リストに記載される価格となります。
4. 見積書の価格は、見積書に定める期間またはお客様がその期間中に受諾するまで有効です。
5. 明示的に定める場合を除き、契約製品の価格には、送料および手数料が含まれていません。これはお客様の負担となります。
6. 代金(契約製品または本サービスの料金)には租税公課が含まれていません。この租税公課は、お客様の負担となり、請求書に別項目として記載されます。この租税公課が免除される場合は、注文時に免除を証明する書類を、お客様はデルに提出しなければなりません。
7. 支払期限は変更できません。支払い遅延が発生する場合、デルは支払期限から実際の支払日まで(両日を含む)、1日毎に未払総額に対し法律で認められる最高利率の利息を請求します。お客様はこの利息を請求と同時に支払わなければなりません。
8. お客様の注文が複数個の契約製品から構成される場合は、デルは2回以上に分割して請求がすることがあります。

### 3. 契約製品

現行製品の更新及び改善に関する方針に基づき、デルはお客様に通知することなしに契約製品の更新または製造中止をすることができます。更新または改善される契約製品

 法的情報 方針声明 お客様のプライバシー サイト使用条件 販売条件

は、お客様から注文を受ける契約製品と同様の機能及び性能を持ちます。デルの方針により納入される契約製品の仕様が注文する契約製品の仕様と異なる場合があることに、お客様は同意します。

#### 4.ソフトウェア

1. 本販売条件に基づき提供されるソフトウェアは、当該ソフトウェアに関するライセンス契約(以下、「ソフトウェア・ライセンス契約」という)の条件に従って提供されます。ソフトウェア・ライセンス契約は、ソフトウェアと共に梱包されるか、署名を得るために別途お客様に提供されるか、または画面上で受諾が必要となります。お客様は、ソフトウェア・ライセンス契約を遵守することを承認します。また、お客様はデルが本販売条件に基づき提供するソフトウェアの保証をしないことを承認します。ソフトウェアは、ソフトウェア・ライセンス契約に基づき保証が与えられます。
2. ソフトウェアの販売または購入という場合には、契約製品と共に使用されるかに関わらず、ソフトウェア・ライセンスの販売および購入を意味します。ソフトウェアの知的所有権に関する権利、権限または利益は、例外なく、デルまたはソフトウェアの許諾者に帰属します。

#### 5.所有権および危険負担

契約製品の所有権および危険負担は、お客様へ契約製品を引渡した時点で、お客様に移転します。契約製品がソフトウェアの場合には、その所有権は、常に許諾者に帰属します。

#### 6.契約製品の納品

1. お客様が指定する(デルが同意することを条件として)納品場所(以下「納品場所」という)は見積書、注文請書、または請求書に記載され、デルは納品場所に契約製品を納入します。
2. デルは自らの裁量により、契約製品を複数回に分けて(以下「分割納品」という)お客様に納品することがあります。契約製品が複数回の分割納品となる場合は、それぞれの納品が個別契約の単位となります。分割納品の一部が不履行の場合、デルが既に納品された、またはこれから納品される分割納品の個別契約には影響を与えません。
3. デルがお客様に提供する契約製品の納品予定日は概算であり、契約の一部とはなりません。いかなる理由であれ、デルは契約製品または提供サービスの遅延に責任を負いません。
4. お客様が契約製品の全部または一部を配達時に受領しない場合、または契約製品を納品日に納品するために必要な指示、文書、ライセンス、同意または認可を提供しない場合、デルはお客様へ書面で通知します。この時点で、デルは契約製品を保管するか、または保管の手配をします。また、同時に契約製品への危険負担はお客様に移転し、納品が行われたものとみなします。お客様には保管に関する全ての費用(保管料及び保険料を含む)をデルにお支払いいただきます。
5. 弊社物流センタ出荷後、お客様のご都合により配送先を変更される場合は、別途同額の送料を申し受けます。

#### 7.契約製品の受領

お客様が納品日に契約製品が契約と異なる旨をデルに通知し、かつ納品日から2日以内に文書で確認されない限り、契約製品は良好な状態にあり、かつ契約に合致するものとしてお客様が受領するものとみなします。デルがお客様からのクレームを調査している間、お客様は契約製品の代金の全部または一部の支払を延期することはできません。

#### 8.契約製品の返品

エンド・ユーザーとしてのお客様がデルから直接購入する契約製品は、デルの製品返却制度に従い、納品日から10日以内であればデルに返却することができます。購入代金は払い戻されます。但し、Dellware製品に関しては、別途の返品制度が適用されます。

#### 9.保証

1. 別途定めのないかぎり、デルはデルブランドの契約製品(サード・パーティ製品(DellwareおよびDellPlusを含む)およびソフトウェアを除く)が納品書に記載される御届先に納品された日より1年間、通常の使用を妨げるような材料及び製造上の欠陥がないことを保証します(「標準保証」)。「サード・パーティ製品」とは、デル

(関連会社を含む)が製造、組立または作成していない、かつデルが転売目的で第三者から供給される製品です。

2. 本標準保証は、事故、乱用、誤用、電力問題、デルが認可しない修理、契約製品の取扱説明書に従わない使用、保管もしくは設置、必要な予防保守を履行しないこと、通常の老朽・損耗、天災、火災、洪水、戦争、暴力行為または類似の行為、デルの社員もしくはデルが認可した者以外が、契約製品を調整、修理もしくはサポートすること、およびデルが供給していない部品の使用による問題を含め、外因による損害、過誤、不履行または誤動作を対象としません。  
標準保証では、以下の事項を対象としません：  
ソフトウェア、外部装置、デルから出荷後に契約製品に追加されるアクセサリもしくは部品、デルのDellPlusプログラムから契約製品に追加されるアクセサリもしくは部品、デルの工場でインストールされないアクセサリもしくは部品またはDellware製品。
3. 別途定めのないかぎり、納品書に記載される御届先に納品された日より1年間、デルは契約製品を修理します。
4. 契約製品の修理に使用する予備部品(「交換部品」)の保証期間は、契約製品への組み込み後90日間 または契約製品の保証残余期間のいずれか長い方の期間となります。修理のため契約製品から取り外された部品はデルのものとなります。デルの判断により、同様の仕様となる交換部品を使用します。お客様は交換部品が必ずしも未使用でないことに合意します。契約製品の保証期間は修理または交換の有無に関わらず、延長されません。交換部品納入後10日以内に、お客様から交換された部品の返却がない場合は、お客様は交換部品の代金を支払わなければならないなりません。交換部品の価格は、デルの標準価格となります。
5. 契約製品を修理する前に、お客様は契約製品に記録されたデータのバックアップを取り、契約製品からフロッピーディスク、CD-ROM、DVD-ROMまたはPCカード等の取外し可能なメディアを全て取外さなければなりません。修理中にデータまたはソフトウェアが消失、破壊、削除または変更されても、デルは一切責任を負いません。データ及びソフトウェアに関しては、お客様の責任となります。また、デルはバックアップ及びその他手順に関してお客様にお知らせすることはありません。
6. 商品性の担保責任及び特定目的への適合性への担保責任をデルは負いません。本販売条件より、デルの担保責任は法律で認められる最大限の範囲で免除されます。
7. お客様がオプション・サービスを選択するか、またはお客様が購入する契約製品が標準保証に加えて提供附加サービスと合わせて販売される場合、当該提供附加サービスはお客様への見積書、注文請書または請求書に記載されます。当該提供附加サービスの販売条件は、標準保証の条件に加えて適用されます。
8. お客様がデルから購入するサード・パーティ製品には、これらの製品を製造するメーカー(以下「製造メーカー」という)の保証が与えられます。標準保証はサード・パーティ製品には適用されません。お客様は、サード・パーティ製品の製造メーカーの保証のみが、お客様に提供されることに同意します。サード・パーティ製品の製造メーカー保証に関しては、デルの標準保証の対象外となります。

## 10. 本サービスおよび技術支援

### 1. 標準サービス:

デルは、契約製品に関する電話サポート及び修理サポート(以下「標準サービス」という)を提供します。電話サポートは契約製品の通常耐用年数の間、お客様にハードウェアの故障診断を電話にて提供します。標準保証期間中、契約製品が故障または誤動作(以下「不良」という)(本稿の9・2により除外されない場合)、お客様から通知を受領する場合、当該不良がデルの電話サポートで修理できないときは、デルは標準サービス時間中合理的な手段にて、契約製品を正常な操作状態に戻すために必要となる修正、修理または調整を行うか、契約製品の当該部分を交換します。当該補修サポートの範囲および補修サポートが遠隔地からまたはオンサイトにて提供されるかは、お客様が選択し購入される提供サービスまたは契約製品に併せて販売される提供サービスによって異なります(お客様の納品書に明示されます)。標準サービスは、土日、祝祭日および年末年始(12月30日から1月3日)を除く毎日午前9:00から午後5:00の間で提供されます。デルは事前通知なしに標準サービスの時間を変更することができます。

### 2. オンサイト修理サービスの応答時間:

オンサイト修理サービスにつき、デルは、合理的なあらゆる努力を払って、お客様が購入された、または契約製品にバンドルされたオンサイト修理サービスに定める、サービス・エンジニア派遣対応時間内に所在地に到着するように、適任のサービス・エンジニアを派遣することを約束します。購入された、または契約製品にバンドルされた対応時間が所在地で適用できない場合、次の利用可能なレベルの対応時間をお客様に提供します。対応時間は、デルの電話技術サポート・エンジニアが、現場の補修サポートが必要と判断する時から開始されます。関連オプションサービス(契約製品の全部または一部に対してデルが提供する追加サービスのことです)に別途定めのある場合を除き、サービス・エンジニア派遣対応時間

は、標準サービス時間の受付時間内に限られます。

### 3. 例外

1. 標準提供サービスでは以下のものを含まません。  
デルが別途同意する場合を除き、所在地以外の場所におけるサービスの提供  
ソフトウェア障害の修正もしくは回避、お客様のアプリケーションソフトウェア、もしくはお客様のデータのローディングもしくは再ローディング、または契約製品の出荷前に実行するオペレーティングシステム・ソフトウェアのローディング以外の契約製品の再構成  
フロッピーディスク、CD-ROM、DVD-ROM、インクカートリッジ等、消耗品の修理もしくは交換。
2. デルまたはデルの指定した運送業者が契約製品を回収する場合、上記の提供サービスからの例外規定は無効になりません。また、そのような回収により デルがお客様からのクレームの有効性を認めるものではありません。

### 4. 交換

1. 契約製品の全部または一部が不良であるか、または修理のため調査が必要な場合には、デルは契約製品の全部または一部を交換することができます。
  2. デルが契約製品の全部または一部を交換する場合、交換製品または交換部品が全く同様の製品または部品を提供しないかもしれません。デルが中古または再調節された製品または部品を提供することがあります。交換に使用される製品または部品は、不良製品または不良部品と実質的に同一であるか、少なくとも同等の仕様であることに努力します。デルが交換により提供する製品または部品は、製造者が同一であるとは限りません。
  3. 契約製品または一部を交換するために提供される製品または部品は、お客様の所有となります。交換の対象となる製品または部品の所有権は、デルに戻ります。お客様は交換により取り外された部品を、本稿の9・4に基づき、交換から10日以内にデルに返却しなければなりません。
5. **提供サービス契約の延長:**  
提供サービスの正確な条件に従い、お客様はデルの延長サービス契約を購入する、または契約製品の既存の保証サービス期間を契約製品の受領日から最長5年間延長することができます。提供サービス契約を延長するためには、契約製品が延長提供サービス契約を締結するに適正な水準にあることをデルが認証するか、契約製品がその水準を満たさない場合は、契約製品を当該水準まで高めるためにデルが見積る金額をお客様が支払うことが必要です。
6. **サービスの終了:**  
お客様が本販売条件の全部または一部に違反する場合、またはお客様が本販売条件に違反しているとデルが合理的に判断する場合には、本販売条件に基づくサービスの提供および附加提供サービスは終了します。お客様はデルに対してクレームを出すことができません。また、お客様は購入後にサービス部分のみをキャンセルすることはできません。

## 11. 責任の制限

1. 当契約に基づくデルの責任総額は、5000万円または契約製品の購入代金の、いずれか低い方の金額を最高額とします。
2. 死亡または傷害の場合においても、デルの責任は本稿上記の11・1で定める金額、または法律の許容範囲内での最低限度に制限されます。強行法規により傷害または死亡時の賠償額制限が求められない場合は、本条項は適用されません。
3. お客様またはお客様の従業員、代理人または請負業者の過失、不作為もしくは故意による、または本販売条件の違反から生じる物損、傷害または死亡に対する責任から、お客様はデルを補償し、完全に免責しなければなりません。
4. データまたはソフトウェアの消失、破壊、削除または改ざんにより、契約製品が使用不能の場合、デルには責任がないことを、お客様とデルは同意します。また、当該損害の可能性がデルに通知されていた場合においても、契約製品の購入、使用、または提供サービスから発生する不慮、間接的、特別、または派生的損害に関して、デルはお客様に責任を負いません。
5. 契約製品を修理する前に、お客様は契約製品に記録されたデータのバックアップを取り、契約製品からフロッピーディスク、CD、DVDまたはPCカード等の取外し可能なメディアを全て取外さなければなりません。修理中にデータまたはソフトウェアが消失、破壊、削除または変更されても、デルは一切責任を負いません。データ及びソフトウェアに関しては、お客様の責任となります。また、デルはバックアップ及びその他手順に関してお客様にお知らせすることはありません。
6. デルが提供サービスに定めるサービス応答時間は概算であり、契約の一部ではありません。デルは可能な限りの努力にて、定められた応答時間内に対応するこ

とします。但し、応答時間内に対応できないことから発生する直接的及び間接的損失または損害の責任を、デルは負いません。

7. デルが発行する販売表示、見積り、価格表、注文請書、請求書、その他の文書、または情報に印刷上、事務上、その他誤りまたは記述漏れがある場合は、デルは責任なしに修正することができます。
8. お客様は、本販売条件で定められた責任制限が合理的あり、かつ、責任制限と契約製品の価格を考慮してからの購入であることを確認します。

## 12. 不可抗力

当事者の合理的な支配を超える状況により本条件に基づく義務の履行が遅延した場合、いずれの当事者も責任を負わないものとします。また、当該当事者は、遅延している義務の履行を合理的な期間は履行期限が延長されます。例えば、以下の事由は、当事者の合理的な支配を超える状況の例となります：

原材料、労働力、燃料、部品または機械の入手困難、停電、通信の不良及び混乱、または機械、設備、もしくは輸送手段の一般的な使用不能または故障。

## 13. 輸出制限

1. 本販売条件に基づきライセンスされるか、または販売される契約製品がアメリカ合衆国の輸出管理に関する法律および、そのレギュレーション（以下「アメリカ合衆国輸出規制関連法」という）の規制を受ける技術またはソフトウェアを含んでいることをお客様は認識し、且つ、アメリカ合衆国輸出規制関連法を遵守することに同意します。お客様が購入する契約製品は、アメリカ合衆国輸出規制関連法の対象となるため、ある特定のエンドユーザに、または特定の国で販売、リースその他の方法で契約製品を譲渡することが禁じられています。更に、お客様は大量殺戮兵器に関する活動に従事するエンドユーザに販売、リースその他の方法で契約製品を譲渡したり、使用を許可することも禁じられています。大量殺戮兵器に関する活動には、核物質、核施設、核兵器、ミサイル、ミサイル・プロジェクト、化学兵器もしくは生物兵器等の設計、開発、製造もしくは使用を含みます。更にお客様は、日本国の輸出に関する法律及び輸出規定（以下「日本国輸出規制関連法」という）の対象になるかもしれないことを認識し、お客様は日本国輸出規制関連法を遵守します。輸出に関して適用される法律の条件または制限が納入される契約製品によって異なり、また、将来の法改正で条件及び制限が変わることがあるため、お客様は契約製品が対象となる正確な条件及び制限を把握するには、関連する法律等を参照する必要があることを了解します。
2. お客様が日本国輸出規制関連法に基づき制限される製品を輸出する場合には、お客様の責任で経済産業大臣から事前に認可を取得しなければなりません。

## 14. 機密保持

デル及びお客様は本販売条件に基づき他方当事者から入手する情報を機密情報として扱わなければなりません。当該情報は、「機密」または同じようは印が表示されるか、または機密扱いが必要である性格の情報のことです。他方当事者から事前に書面で同意を得なければ、いかなる第三者（お客様と、デル及びデルの関連会社の従業員を除きます）に対しても当該情報を開示することはできません。但し、この制限は以下の情報に関しては適用しません。

これには、契約交渉の開始前に当該当事者が正当に所持していた情報、すでに公知であるかもしくは将来（本条に違反した結果としてではなく）公知となる情報、または些細、もしくは明白な情報等があります。お客様及びデルは、自己の従業員がこの規定を遵守することを保証します。デルが下請契約者に業務依頼する場合は、当該下請契約者にこの規定と類似の条件で機密保持に関する契約を締結することで、デルの下請契約者に秘密情報を開示することができます。機密保持に関する上記の義務は、契約の終了後も存続するものとします。

## 15. 一般条項

1. 本販売条件は、消費者であるお客様の法律上の権利に影響を与えるものではありません。このようなお客様の権利は、契約で合法的に無効とすることができません。本販売条件とお客様の法律上の権利との間に矛盾が生じた場合は、お客様の法律上の権利が優先します。
2. デルは関連会社に当販売契約を譲渡することができます。しかし、いずれの当事者も、他方当事者から文書による事前承認なしに、本販売契約またはここから発生する権利・義務の全部または一部を譲渡できません。
3. 本販売条件の一部が裁判所により全部または一部が無効もしくは執行不能と判定される場合にも、本販売条件のその他の条項及び当該条項の残存部分は、効力を失いません。

4. 当事者の一方が本販売条件から発生する権利を行使しないか留保する場合でも、当該当事者は権利を失ったり制限を受けたりすることはありません。また、この権利を放棄した場合においても、将来の権利行使を放棄するものではありません。更に、当販売契約から発生する権利、権限または救済手段は非排他的なもので、当該権利、権限または救済手段は累積的に与えられます。
5. 通知は全て文書にて行われます。通知の送付先はデルのシステムに登録された契約製品の納入先住所、または本販売条件に従い変更されたお客様の住所に送付されます。通知は手渡、普通郵便、テレックス、またはファックスにより送付できます。手渡の場合は受渡し時、普通郵便は投函から48時間後、テレックスまたはファックスの場合には送信時に完了したとみなします。契約の有効性または存在に影響を与える通知は、渡または書留郵便によって送付しなければなりません
6. 本販売条件の見出しは、参照の便宜上に附与されるものであり、本販売条件の解釈には影響を与えません。
7. 本販売条件は日本国法に準拠し、東京地方裁判所の非独占的裁判管轄に合意します。

Copyright 1999-2003 Dell Computer Corporation. 版權所有  
サイト情報は日本国内での利用に限定  
サイトの使用条件：販売条件：お客様のプライバシー

推奨ブラウザ: Internet Explorer 4.0 以上・ Netscape Navigator 4.6以上